

連日の猛暑にいささか参っておりますが、皆様はいかがお過ごしでしょうか。
本物の秋が待ち遠しい今日この頃、しばし涼風に憩えることを今から楽しみにしております。
残暑厳しき折、どうぞご自愛くださいますようお願い申し上げます。

Topics

実習生の在留期限の確認をお願いします！！

外国人技能実習生は在留カードを常に携帯していなければなりません。在留カードとは外国人が日本に在留することを証明するカードの事で、2014年7月から導入された新しい在留管理制度によって発行されるようになりました。ちなみに在留カードは英語で Residence card です。
在留カードには有効期限がありますので、期限が切れるまでに更新をしなければなりません。
在留期間は、在留資格によっていくつかの種類がありますが、技能実習の在留期間については主に1年もしくは6ヶ月となっています。
技能実習責任者及び実習先の皆様には実習生の在留期限を再度確認していただき、日頃からの管理徹底を図っていただけますようお願い申し上げます。

組合の岩手事務所が開設いたしました♪♪

この度、岩手県の組合員さんのもとに技能実習生が配属されました。
それと同時に、弊組合の東北拠点となる岩手事務所も開設いたしました。
今後は東北エリアでも活動の範囲を広げていきたいと思っております。

【岩手事務所】

所在地：〒020-0676 岩手県滝沢市鶉飼八人打 29 番地 1
TEL・FAX：019 - 687 - 2400

東北第1号の実習生と📷



～お知らせ～

総代選挙書類の送付について

今年は総代の任期満了に伴い総代選挙を実施いたします。総代は全組合員 618 社の代表として選出され、年1回の総代会において組合の議案、議決事項の審議及び承認を委ねられます。
つきましては、各組合員様におかれましては別送の投票用紙にて、総代の選挙をお願い致します。

~研修センターだより~

今月も多くの実習生が研修センターを巣立っていきました☆彡

今回から研修センターに於いて集合講習を受講し、総ての過程を修了したことを証明する『修了証書』を贈呈しました。

